

# 社会福祉法人けやき福祉会定款

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第2種社会福祉事業
  - (イ) 障害福祉サービス事業の経営
  - (ロ) 地域生活支援事業の経営
  - (ハ) 老人居宅介護等事業の経営
  - (ニ) 障害児通所支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人けやき福祉会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活を営むのが困難な地域の障害児・者を支援するため、障害者総合支援法制度上に支援体制がない福祉サービスを低額な料金で提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を愛知県春日井市廻間町字神屋洞 703 番 1 に置く。

## 第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員 7 名を置く。

(評議員の選任及び解任)、

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 3 名の合計 5 名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員の報酬は、1日あたり1万円を超えない範囲で評議員会において別に定めた役員・評議員報酬規程に準じて支給することができる。

### **第3章 評議員会**

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 基本財産の処分
- (5) 事業計画及び収支予算
- (6) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）の承認
- (7) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (8) 公益事業に関する重要な事項
- (9) 解散
- (10) 定款の変更
- (11) 残余財産の処分
- (12) 社会福祉充実計画の承認
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月及び3月に2回開催するほか、必

要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第14条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

(決議)

第15条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第16条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第4章 役員及び職員

(役員の数)

第17条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名
  - 2 理事のうち1名を理事長とする。
  - 3 理事長以外の理事のうち、1名以上を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第18条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第19条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総

数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

#### （理事の職務及び権限）

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### （監事の職務及び権限）

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### （役員任期）

第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### （役員解任）

第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

#### （役員報酬等）

第24条 理事及び監事の報酬は、1日あたり1万円を超えない範囲で評議員会において別に定めた役員・評議員報酬規程に準じて支給することができる。

#### （責任の免除）

第25条 理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第26条 理事（理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。）、監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、社会福祉法第45条の22第2項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項第2号で定める額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(職員)

第27条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長・他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、その都度理事の互選とする。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第34条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 現金 100万円
- (2) 春日井市廻間町字神屋洞703番地1所在の鉄筋コンクリート造り2階建「けやきの家」建物1棟(577.12㎡)
- (3) 春日井市神屋町字海道654番317所在の木造アルミニウム亜鉛メッキ鋼板葺平家建「ゆいま〜る」建物1棟(130.13㎡)
- (4) 春日井市神屋町字海道698番85所在の木造・鉄骨造アルミニウム亜鉛メッキ鋼板葺平家建「しおん」建物1棟(139.48㎡)
- (5) 春日井市坂下町五丁目1215番166所在の木造アルミニウム亜鉛メッキ鋼板葺2階建「いまじん」建物1棟(150.27㎡)
- (6) 春日井市神屋町字海道654番317所在の「ゆいま〜る」敷地(230.96㎡)
- (7) 春日井市神屋町字海道698番85所在の「しおん」敷地(292.00㎡)
- (8) 春日井市坂下町五丁目1215番166所在の「いまじん」敷地(189.35㎡)
- (9) 春日井市石尾台五丁目7番7所在の木造アルミニウム亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建「ほくと」建物1棟(147.35㎡)
- (10) 春日井市石尾台五丁目7番7所在の「ほくと」敷地(327.51㎡)
- (11) 春日井市藤山台八丁目13番15所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建「ひまわり」建物1棟(128.68㎡)
- (12) 春日井市藤山台八丁目13番15所在の「ひまわり」敷地(264.48㎡)
- (13) 春日井市神屋町字焼山1390番147所在の木造瓦葺2階建「わだち」建物1棟(133.29㎡)
- (14) 春日井市神屋町字焼山1390番147所在の「わだち」敷地(200.00㎡)
- (15) 春日井市高森台二丁目17番19所在の木造瓦葺2階建「しらかば」建物1棟(146.93㎡)
- (16) 春日井市高森台二丁目17番19所在の「しらかば」敷地(317.75㎡)
- (17) 春日井市高森台七丁目1番51所在の木造合金メッキ葺平家建「なでしこ」建物1棟(129.25㎡)
- (18) 春日井市高森台七丁目1番51所在の「なでしこ」敷地(245.87㎡)
- (19) 春日井市廻間町字上乱林15番地、14番地、16番地1所在の木造合金メッキぶき平家建「輪来工房」建物2棟(295.32㎡)
- (20) 春日井市廻間町字上乱林10所在の「輪来工房」敷地(437㎡)
- (21) 春日井市廻間町字上乱林14所在の「輪来工房」敷地(86㎡)

- (22) 春日井市廻間町字上乱林 15 所在の「輪来工房」敷地 (661.16 m<sup>2</sup>)
- (23) 春日井市廻間町字上乱林 16-1 所在の「輪来工房」敷地 (84 m<sup>2</sup>)
- (24) 春日井市廻間町字上乱林 16-2 所在の「輪来工房」敷地 (496 m<sup>2</sup>)
- (25) 春日井市廻間町字上乱林 18 所在の「輪来工房」敷地 (158 m<sup>2</sup>)
- (26) 春日井市廻間町字上乱林 22 所在の「輪来工房」敷地 (98 m<sup>2</sup>)

4 公益事業用財産は、第 42 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

#### (基本財産の処分)

第 35 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得て、春日井市の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、春日井市の承認は必要としない。

- 1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）
- 3 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を春日井市に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく春日井市に届け出るものとする。

#### (資産の管理)

第 36 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管する。

#### (事業計画及び収支予算)

第 37 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### (事業報告及び決算)

第 38 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 事業の概要等を記載した書類
- (会計年度)

第39条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第40条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第41条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

## 第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第42条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 障害児・者在 宅生活支援事業
- (2) 多胎児育児支援事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

## 第8章 解散

(解散)

第43条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。



## 第 9 章 定款の変更

(定款の変更)

- 第 4 5 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、春日井市の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。
- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を春日井市に届け出なければならない。

## 第 1 0 章 公告の方法その他

(公告の方法)

- 第 4 6 条 この法人の公告は、社会福祉法人けやき福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

- 第 4 7 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	若山祐次
理 事	山縣紀子
〃	能勢悦子
〃	水谷 昭
〃	田中良三
〃	上西功夫
〃	渥美政次
〃	内山義春
〃	梶田安男
監 事	矢野辰義
〃	浅海正義

附則

この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

6 春福政第649号

令和6年12月17日

社会福祉法人けやき福祉会

理事長 山 縣 紀 子 様

春日井市長 石 黒 直 樹



社会福祉法人けやき福祉会の定款変更の認可について（通知）

令和6年11月28日付の申請については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の36第2項の規定により認可します。

なお、組合等登記令（昭和39年政令第29号）の規定による変更の登記が必要な場合は、期限内に変更の登記を行うとともに、変更後の登記簿謄本を1通提出してください。

連絡先 〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地  
春日井市健康福祉部福祉政策課 中山・山田  
電話 0568-85-6184 FAX 0568-84-8731  
電子メール fukusei@city.kasugai.lg.jp